

## 別表（第8条関係）

## 公民館使用料（1時間当たりの料金）

公民館名	室名	午前9時から午後 5時まで	午後5時から午後 10時まで
各公民館及び各分館	調理実習室	100円	150円
	和室		
	会議室、研修室		
	その他同等室		
	大集会場	200円	500円
	体育館		
	文化伝習ホール		
	多目的ホール		

## 備考

- 1 利用者が本町の居住者でない場合は、基本使用料に100分の50を乗じて得た金額を加算した額とする。
- 2 冷暖房施設を利用する場合は、基本使用料に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。  
（この額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

## 摘要

この表の使用料の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額とする。